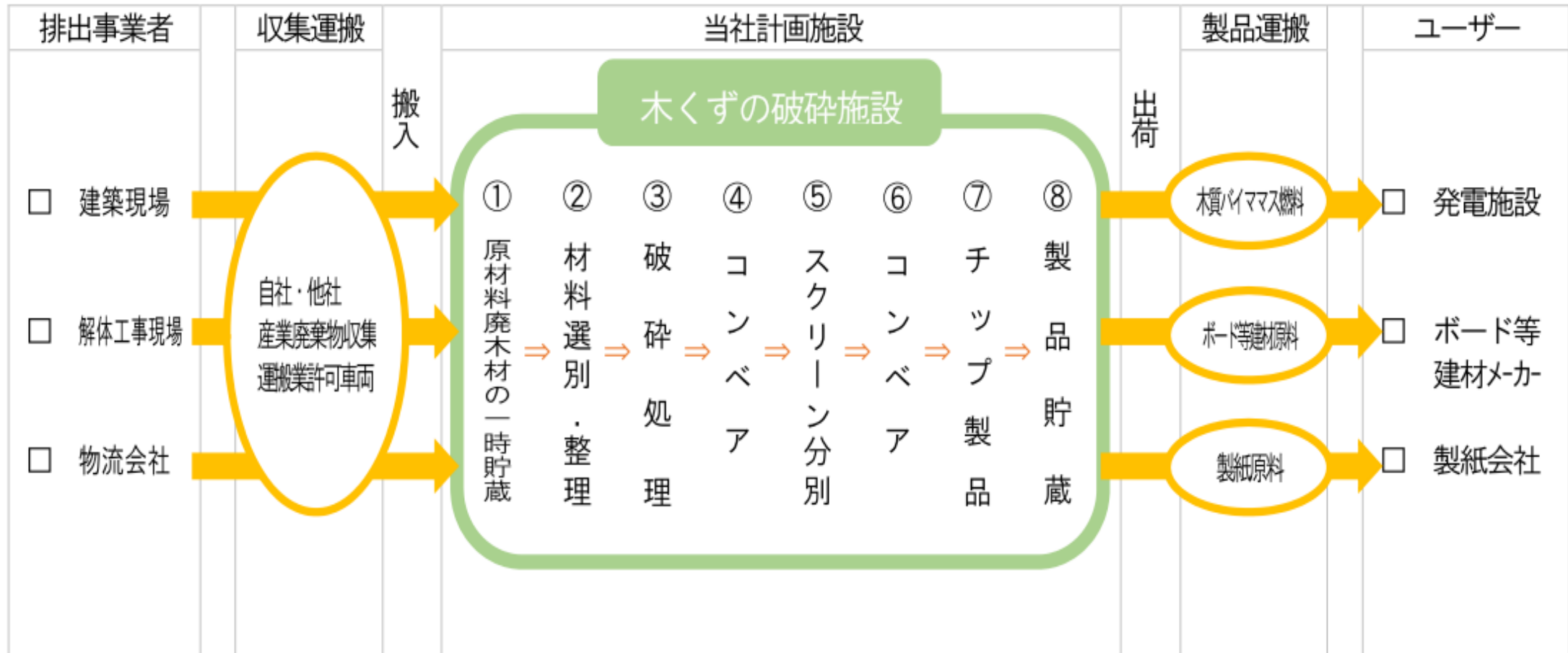


4 事業全体フロー

建築構造物の解体工事現場等の排出事業者から排出される廃木材を産業廃棄物として収集運搬し、計画施設に搬入後、受入物の建屋内保管区画にて一時保管。これらを同建屋内において専用機械にて破碎・選別し、木質バイオマス発電燃料チップ及び建設資材ボード原料チップとして製品化する。製品は、一定量を建屋内製品保管区画にて保管後、チップの種別に応じた各供給先へ車両搬出する。



5 処理工程

工場事業所
木質系パレット等

建設・解体現場
柱・梁／その他木材

クラッシャー(破碎機)



金属を取り除き易く
するために全体を砕く

磁選機



金属を取り除く

スクリーン



チップを一定サイズ
に選別

合板類が混入しないチップ
製紙、建材用木材チップ原料



合板等が混入したチップ
木材燃料チップ



オガ屑
堆肥用

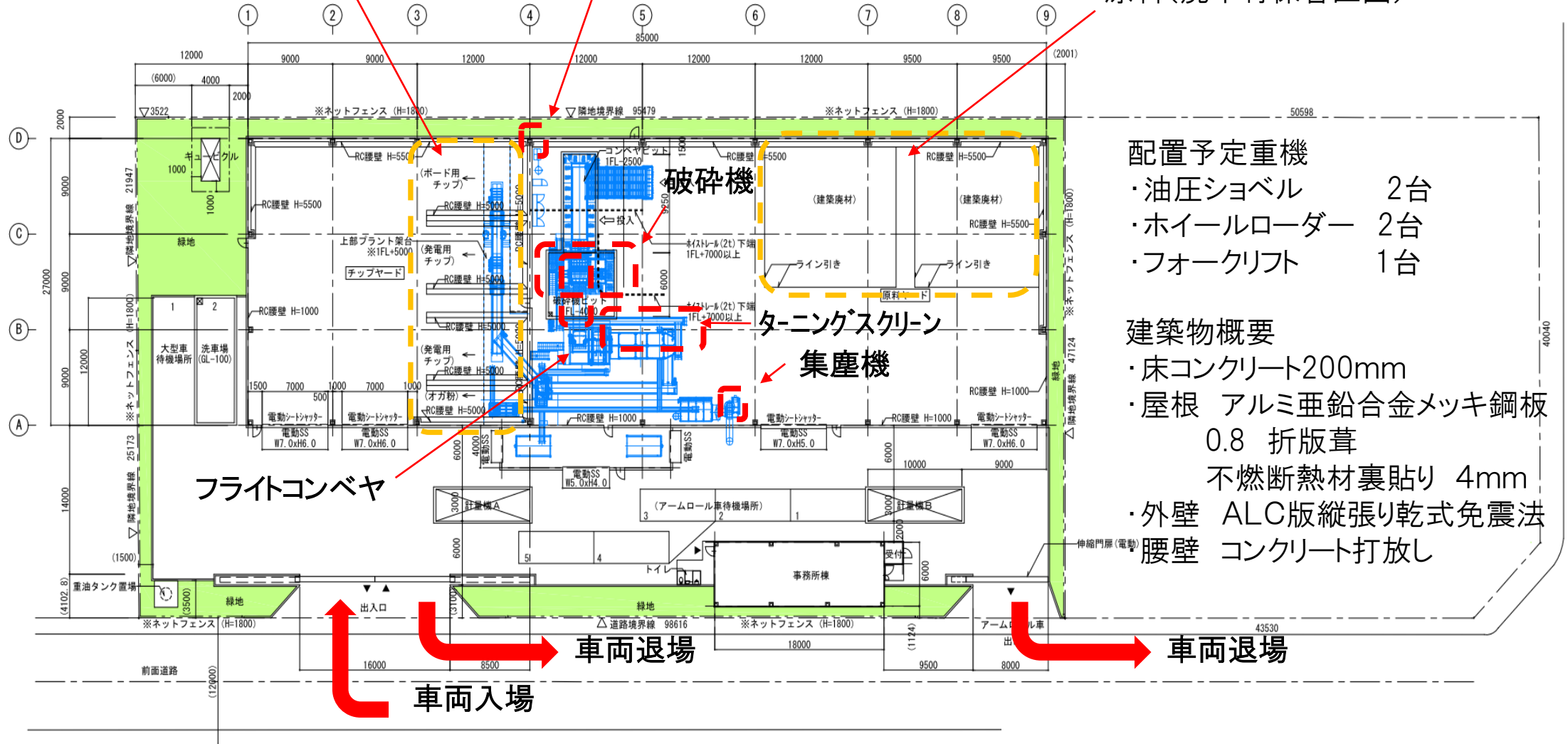


6 敷地配置図兼建屋内機器配置図

製品(木質チップ保管区画)

エアコンプレッサ

原料(廃木材保管区画)



配置予定重機

- ・油圧ショベル 2台
- ・ホイールローダー 2台
- ・フォークリフト 1台

建築物概要

- ・床 コンクリート200mm
- ・屋根 アルミ亜鉛合金メッキ鋼板
0.8折版葺
不燃断熱材裏貼り 4mm
- ・外壁 ALC版縦張り乾式免震法
- 腰壁 コンクリート打放し

7 完成予想図



8 周辺生活環境への影響についての調査結果

※(株)エコグリーンによる生活環境影響調査の抜粋

■ 生活環境影響調査の調査対象項目

- (1)【大気質】 ○破砕施設の稼働による粉じんの影響
○車両走行による大気質への影響
- (2)【騒音】 ○破砕施設の稼働による騒音の影響
○車両走行による騒音の影響
- (3)【振動】 ○破砕施設の稼働による振動の影響
○車両走行による振動の影響
- (4)【悪臭】 ○破砕施設からの悪臭の漏洩による影響

(1) 周辺生活環境への影響についての調査結果 【大気質】

※(株)エコグリーンによる生活環境影響調査の抜粋

① 調査方法

a. 現地調査

破砕施設の稼働による粉じんの影響

⇒ 粉じんの調査方法は、JIS Z 8814「ロウポリウム エアサンプラ」に準じた機器を使用した、ろ過捕集法といたしました。

車両走行による大気質への影響

⇒ 交通量の調査方法は、60分間毎に方向別・車種別(大型車、小型車、二輪車)交通量についてカウンター計測により調査いたしました。また、同時に車種別(大型車、小型車)走行速度をスピード測定器により調査いたしました。

b. 文献、資料調査

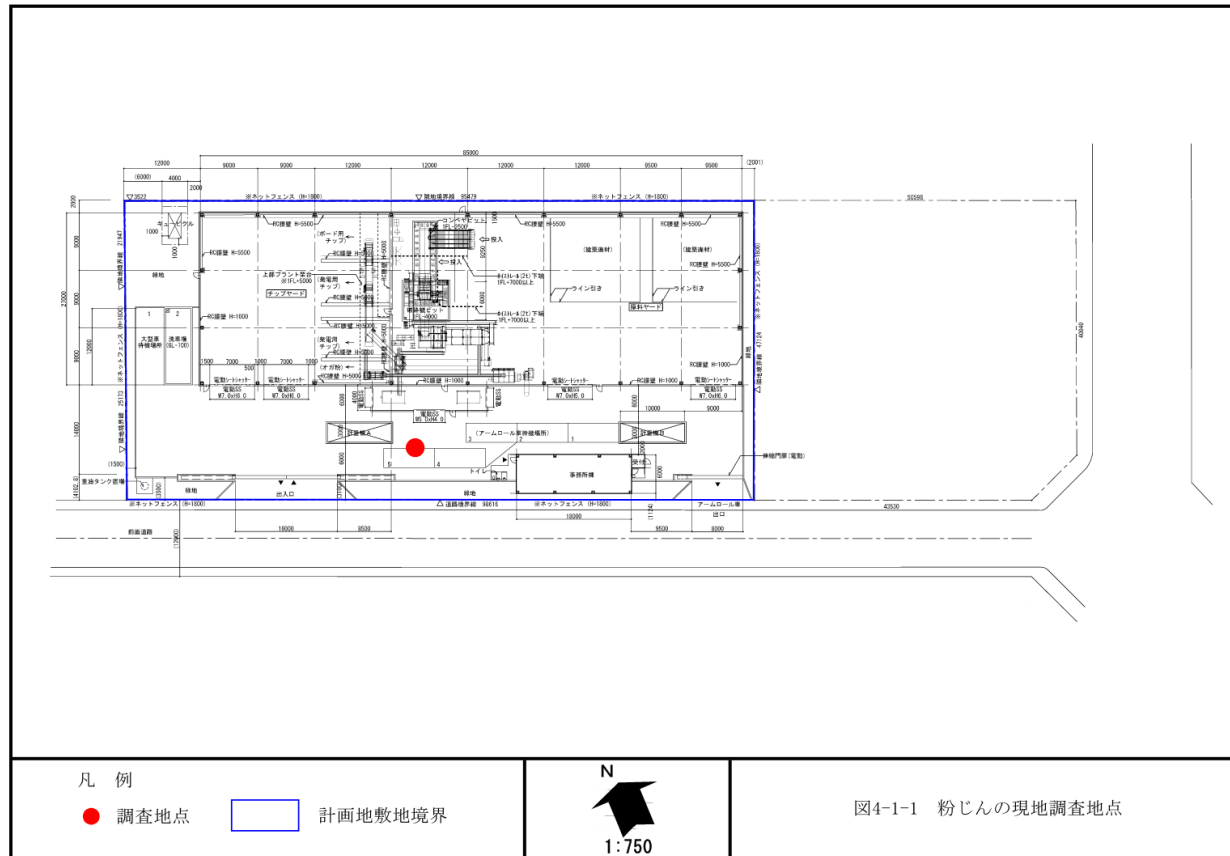
文献、資料調査は、既存の文献、資料を整理することにより実施いたしました。

(1) 周辺生活環境への影響についての調査結果 【大気質】

※(株)エコグリーンによる生活環境影響調査の抜粋

②-1 施設現況粉じんの調査結果

■施設の現況粉じんの測定地点



■施設の現況粉じんの調査結果

計画地内南西側における粉じん調査結果	
調査位置	計画地内南西側
採取時間	9:00～19:25
粉じん濃度(mg/m ³)	0.02
注：調査は、平成27年5月11日(月)に実施した。	

(1) 周辺生活環境への影響についての調査結果 【大気質】

※(株)エコグリーンによる生活環境影響調査の抜粋

②ー2 施設からの粉じん予測

破碎施設からの粉じんに係る生活環境の保全上の目標は、周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼさないことといたしました。

施設では集塵機を設置する等の粉じん対策を行い、粉じんの発生を抑制できるものと考えられます。また、周辺地域においては粉じんの飛散しやすい風の出現頻度はわずかで、風下にあたる集落までは400m以上の距離があり、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないと考えられます。

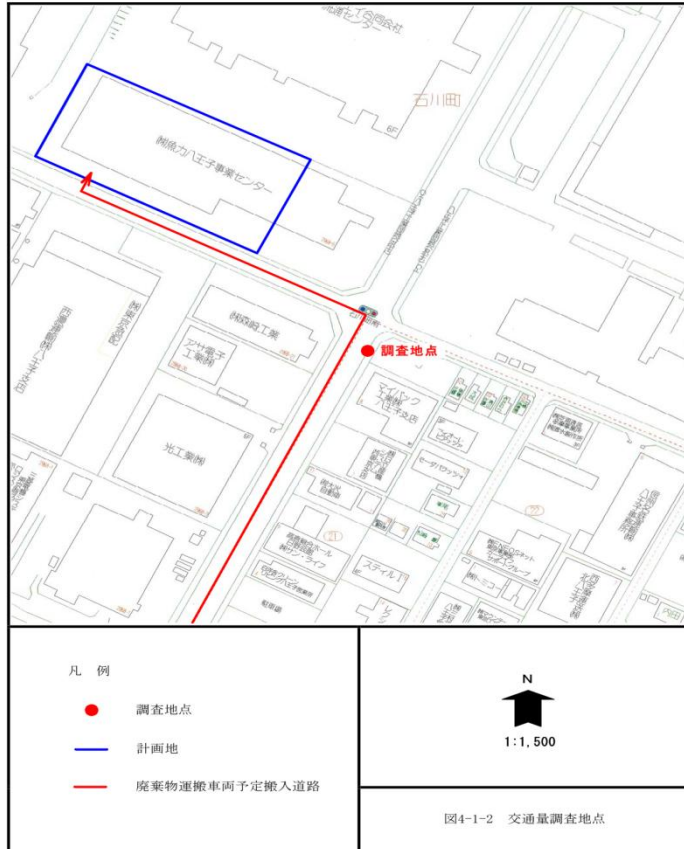
従って、粉じんに関して、破碎施設の稼働による生活環境の保全上の目標は達成できるものと考えております。

(1) 周辺生活環境への影響についての調査結果【大気質】

※(株)エコグリーンによる生活環境影響調査の抜粋

③ 運搬車両の走行による大気汚染調査結果と予測

■ 現況交通量調査地点



■ 運搬車両の走行による現況大気汚染調査結果と予測

項目	バックグラウンド値	予測値	将来濃度	生活環境保全上の目標値
二酸化窒素(ppm)	0.032	0.0054	0.037	0.04以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.050	0.00051	0.051	0.10以下

1. 浮遊粒子状物質は、「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁 告示第25号)で示されている1日平均値を長期平均濃度の目標値とした。
2. 二酸化窒素は、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号)で示されている1日平均値を長期平均濃度の目標値(目標値は安全側に配慮して0.04ppm以下とした)とした。

(2) 周辺生活環境への影響についての調査結果 【騒音】

※(株)エコグリーンによる生活環境影響調査の抜粋

① 調査方法

a. 騒音の状況

環境騒音、道路交通騒音の調査方法は、JIS Z 8731(1999)に規定されている「環境騒音の表示・測定方法」に準拠する方法といたしました。

b. 交通量の状況

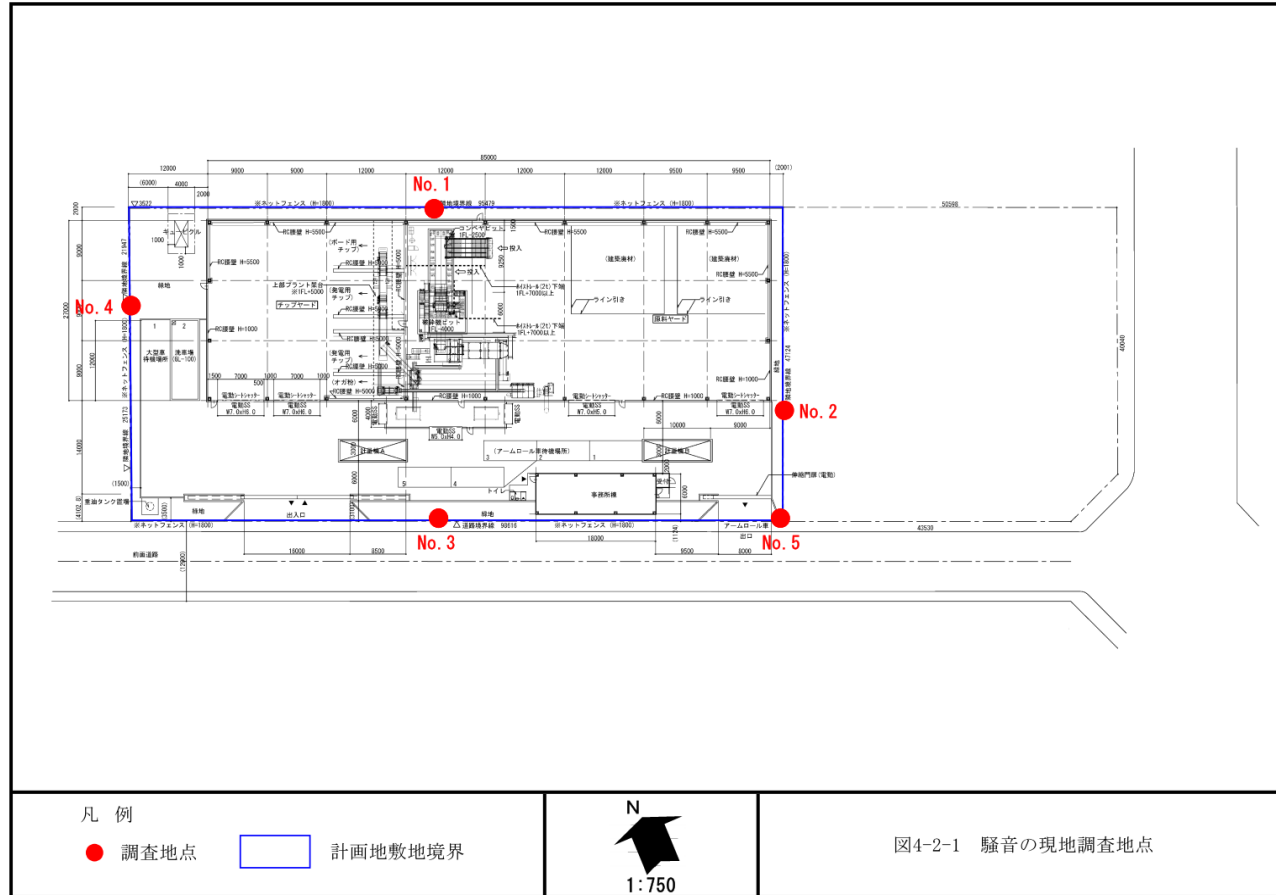
交通量は、60分間毎に方向別・車種別(大型車、小型車、二輪車)交通量についてカウンター計測により調査いたしました。また、同時に車種別(大型車、小型車)走行速度をスピード測定器により調査いたしました。

(2) 周辺生活環境への影響についての調査結果 【騒音】

②-1 施設からの騒音調査結果

※(株)エコグリーンによる生活環境影響調査の抜粋

■施設現況騒音の現地調査地点



■敷地境界各地点における環境騒音調査結果

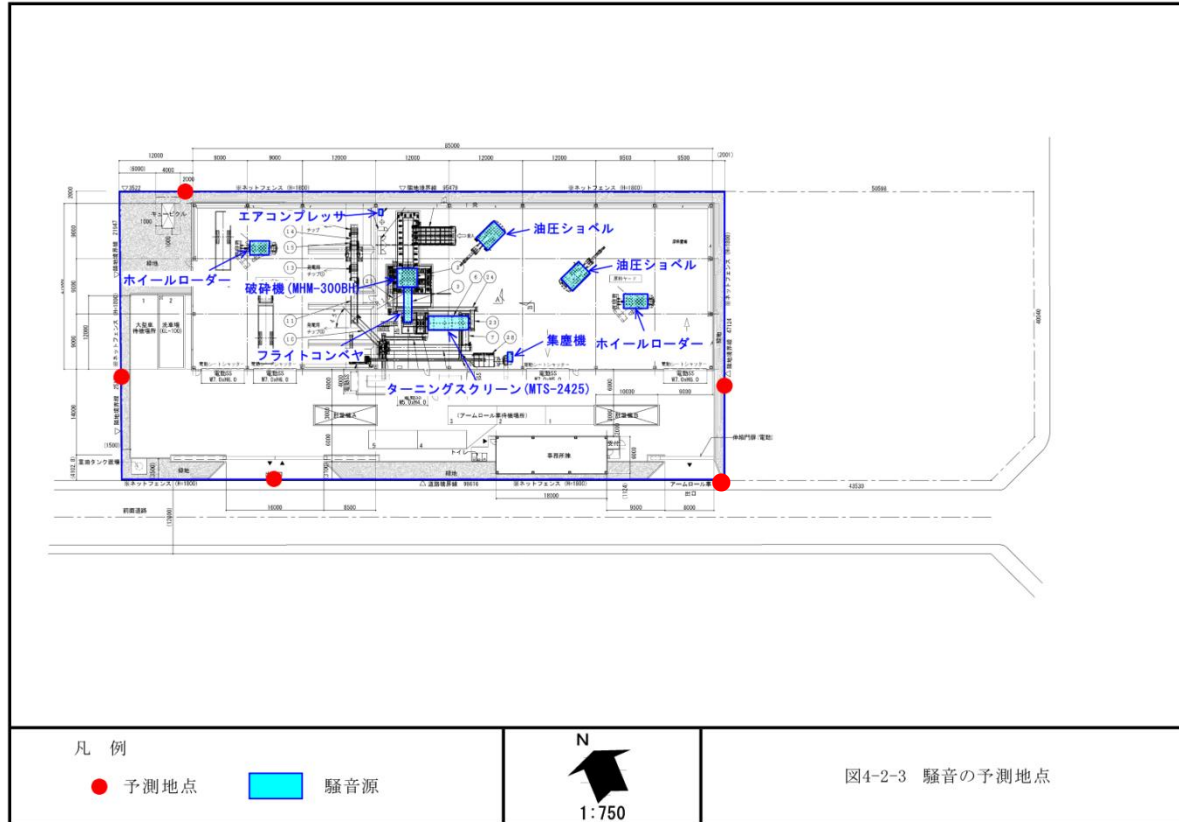
調査地点	時間の区分	騒音レベル
		LA5
敷地境界北側 (No.1)	昼間	50
		56
		52
敷地境界東側 (No.2)		64
		64
		62
敷地境界南側 (No.3)		74
		74
		73
敷地境界西側 (No.4)		62
	63	
	61	
敷地境界南東側 (No.5)	73	
	73	
	71	

(2) 周辺生活環境への影響についての調査結果 【騒音】

※(株)エコグリーンによる生活環境影響調査の抜粋

②-2 施設からの騒音調査予測

■施設からの騒音の予測地点



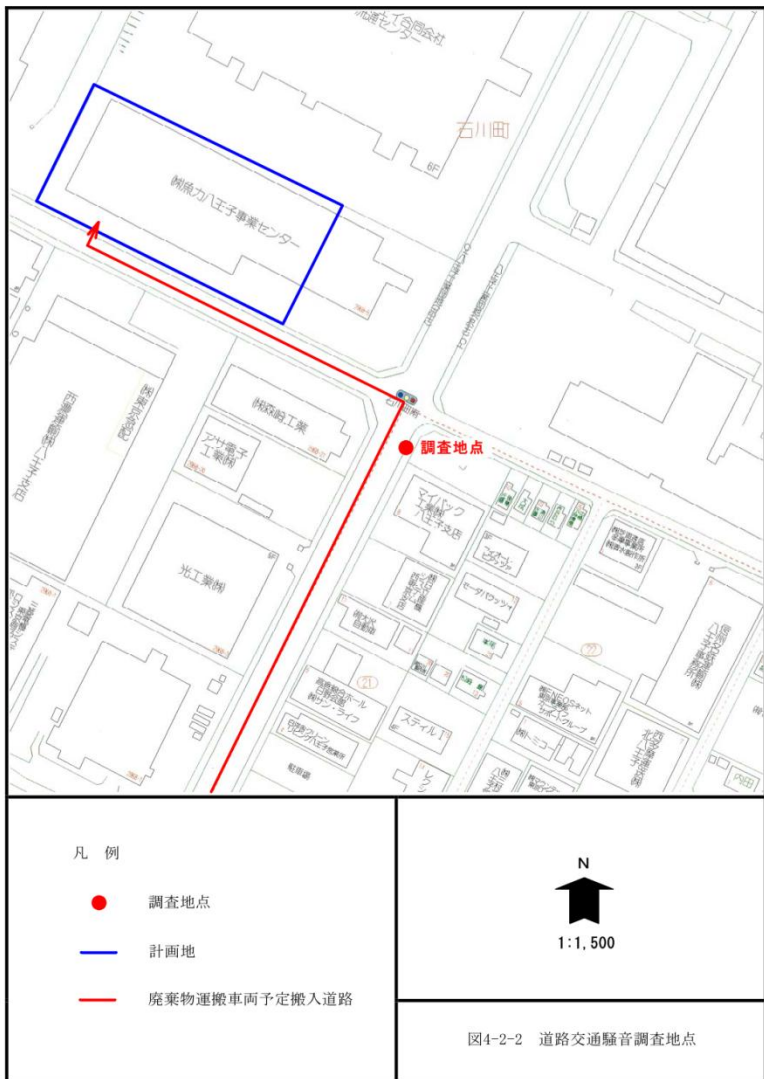
■施設からの騒音の予測

予測地点	機械からの 予測合成 騒音 レベル (dB)	現況騒音レベル (dB)		各機械と 現況騒音の 予測合成 騒音レベル(dB)		生活環境 保全 目標値(dB)	
		昼間	夕	昼間	夕	昼間	夕
No.1 (敷地境界北側)	50	56	52	57	54	70	65
No.2 (敷地境界東側)	52	64	62	64	62		
No.3 (敷地境界南側)	54	74	73	74	73		
No.4 (敷地境界西側)	54	63	61	64	62		
No.5 (敷地境界南東側)	49	73	71	73	71		

(2) 周辺生活環境への影響についての調査結果 【騒音】

③-1 道路交通現況騒音の調査結果 *※(株)エコグリーンによる生活環境影響調査の抜粋*

■ 道路交通現況騒音の現地調査地点



■ 道路交通現況騒音の現地調査結果

調査地点	時間の区分	基準時間帯 平均騒音レベル
		LAeq
廃棄物運搬 車両予定 搬入道路	昼間	69

(2) 周辺生活環境への影響についての調査結果 【騒音】

③-2 道路交通の騒音予測

※(株)エコグリーンによる生活環境影響調査の抜粋

■ 道路交通騒音の予測地点



■ 道路交通騒音の予測

道路端からの距離 (m)	0	15	35	生活環境保全 目標値 (db)
予測等価騒音レベル (dB)	70	62	51	65

(3) 周辺生活環境への影響についての調査結果 【振動】

※(株)エコグリーンによる生活環境影響調査の抜粋

① 調査方法

a. 振動の状況

現況振動の調査方法は、JIS Z 8735に規定されている「振動レベル測定方法」に準拠する方法といたしました。

b. 交通量の状況

交通量は、60分間毎に方向別・車種別(大型車、小型車、二輪車)交通量についてカウンター計測により調査いたしました。また、同時に車種別(大型車、小型車)走行速度をスピード測定器により調査いたしました。

(3) 周辺生活環境への影響についての調査結果 【振動】

※(株)エコグリーンによる生活環境影響調査の抜粋

②-1 施設現況振動調査結果

■施設現況振動の現地調査地点

■敷地境界各地点における環境振動調査結果

※施設現況騒音の現地調査地点と同じ

調査地点	時間の区分	振動レベル
		L ₁₀
敷地境界北側 (No.1)	昼間 夜間	38
		36
敷地境界東側 (No.2)		41
		39
敷地境界南側 (No.3)		48
		45
敷地境界西側 (No.4)		43
		40
敷地境界南東側 (No.5)		47
		43

(3) 周辺生活環境への影響についての調査結果 【振動】

②-2 施設からの振動調査予測

※(株)エコグリーンによる生活環境影響調査の抜粋

■施設からの振動の予測地点

■施設からの振動の予測

※施設からの騒音の予測地点と同じ

予測地点	各機械から 予測地点までの距離(m)		各機械 からの 予測振 動レベ ル(dB)	機械から の 予測合成 振動レベ ル(dB)	現況振動 レベル (dB)		各機械と 現況振動の 予測合成 振動レベル(dB)		生活環境 保全目標値 (db)	
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
No.1 (敷地境界 北側)	破砕機	14.1	46.6	47.5	38	36	48	48	65	60
	フライトコンベヤ	17.2	30.1							
	ターニングスクリーン	22.4	37.9							
	集塵機	31.8	34.8							
	エアコンプレッサ	5.9	28.0							
No.2 (敷地境界 東側)	破砕機	52.3	34.8	38.4	41	39	43	42	65	60
	フライトコンベヤ	52.0	19.8							
	ターニングスクリーン	45.0	31.4							
	集塵機	35.5	33.8							
	エアコンプレッサ	59.1	8.4							
No.3 (敷地境界 南側)	破砕機	34.4	39.1	43.0	48	45	49	47	65	60
	フライトコンベヤ	31.4	24.9							
	ターニングスクリーン	25.8	36.7							
	集塵機	21.1	38.4							
	エアコンプレッサ	45.8	11.2							
No.4 (敷地境界 西側)	破砕機	47.2	35.9	37.4	43	40	44	42	65	60
	フライトコンベヤ	47.2	20.9							
	ターニングスクリーン	54.2	29.4							
	集塵機	64.8	27.3							
	エアコンプレッサ	44.6	11.5							
No.5 (敷地境界 南東側)	破砕機	61.4	32.9	36.8	47	43	47	44	65	60
	フライトコンベヤ	59.8	18.2							
	ターニングスクリーン	51.8	29.9							
	集塵機	40.3	32.5							
	エアコンプレッサ	71.1	6.1							

(3) 周辺生活環境への影響についての調査結果 【振動】

③ー1 道路交通現況振動の調査結果 *※(株)エコグリーンによる生活環境影響調査の抜粋*

■ 道路交通現況振動の現地調査地点

※ 道路交通現況騒音の現地調査地点と同じ

■ 道路交通現況振動の現地調査結果

時間の区分	振動レベル
	L ₁₀
昼間	47
夜間	43

(3) 周辺生活環境への影響についての調査結果 【振動】

③ー2 道路交通の振動予測

※(株)エコグリーンによる生活環境影響調査の抜粋

■ 道路交通振動の予測地点

※道路交通騒音の予測地点と同じ

■ 道路交通騒音の予測

時間	道路端からの距離(m)			生活環境保全目標値(dB)
	1.1	15	35	
7~8	47.6	45.2	43.9	55
8~9	48.8	46.2	44.9	
9~10	49.1	46.5	45.1	
10~11	48.4	45.9	44.6	
11~12	48.0	45.6	44.3	
12~13	46.9	44.6	43.4	
13~14	48.2	45.7	44.4	
14~15	47.8	45.4	44.1	
15~16	47.4	45.1	43.8	
16~17	47.6	45.3	44.0	
17~18	47.4	45.1	43.8	
18~19	46.3	44.1	42.9	
19~20	45.0	43.0	41.9	
20~21	41.7	40.1	39.3	
21~22	41.2	39.6	38.8	
平均	47	44	43	

(4) 周辺生活環境への影響についての調査結果 【悪臭】

※(株)エコグリーンによる生活環境影響調査の抜粋

① 調査方法

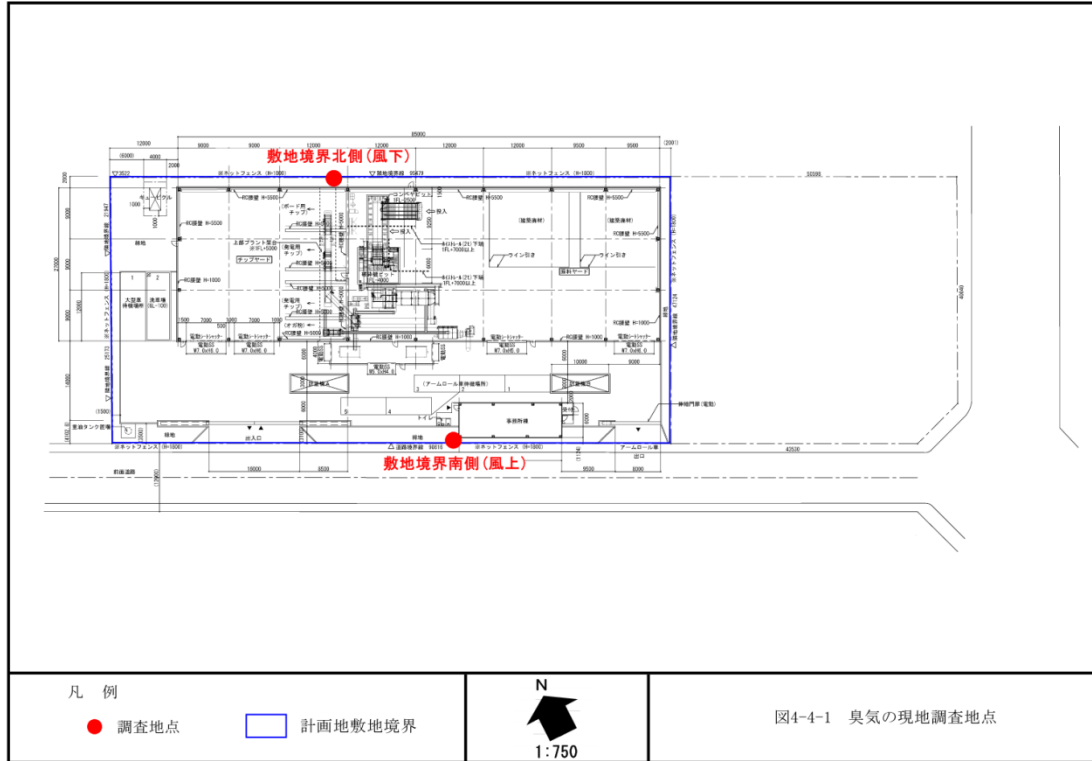
悪臭の調査方法は、臭気指数については「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年9月13日環境庁告示第63号)に準拠する方法といたしました。
また、風向、風速の文献・資料調査については片倉測定局の観測結果を整理いたしました。

(4) 周辺生活環境への影響についての調査結果 【悪臭】

②-1 現況臭気調査結果

※(株)エコグリーンによる生活環境影響調査の抜粋

■ 現況臭気の現地調査地点



■ 現況臭気の現地調査結果

調査地点	調査時刻	臭気指数	規制基準値
敷地境界南側(風上)	13時25分	10未満	13
敷地境界北側(風下)	13時28分	10未満	
備考:調査は平成27年5月11日(月)に実施した。			

(4) 周辺生活環境への影響についての調査結果 【悪臭】

※(株)エコグリーンによる生活環境影響調査の抜粋

②ー2 施設からの臭気予測

施設からの悪臭の漏洩に係る生活環境保全上の目標は、周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、計画地敷地境界上において規制基準値である臭気指数13を遵守することといたします。

予測の結果、破碎施設設置後も計画地敷地境界上における臭気指数は現状と同じ10未満と予測され、規制基準値である臭気指数13を満足いたしました。廃棄物の保管を適正に維持、管理することで、周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないものと考えられます。

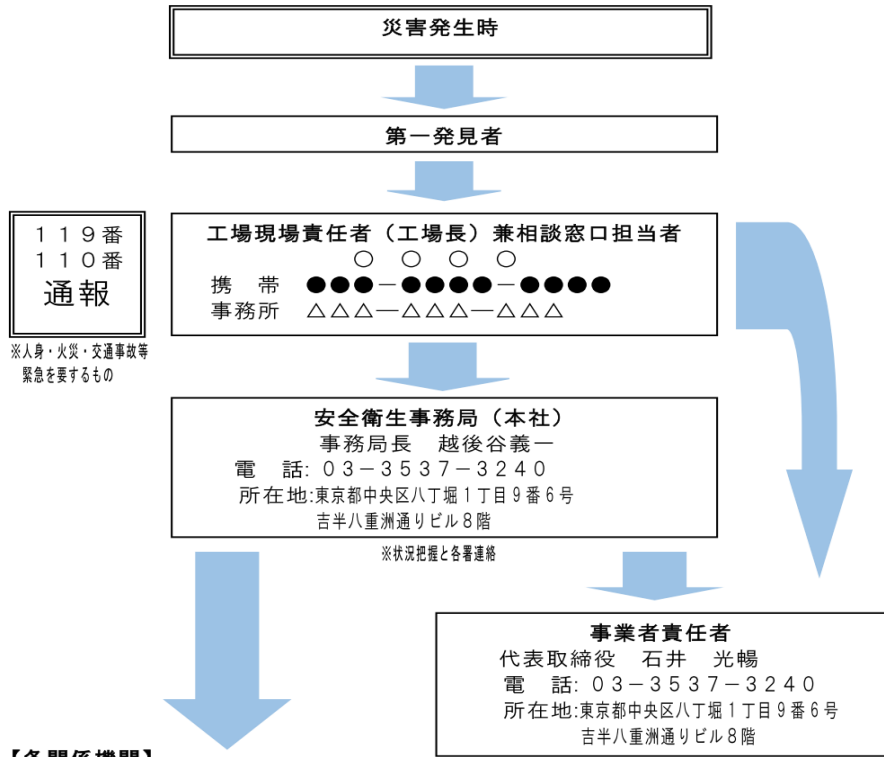
従って、悪臭に係る生活環境保全上の目標は達成できるものと考えます。

9 周辺生活環境への影響・事故時の対策

環境への影響 及び災害	対応策	万一、影響が及んだ場合、 及ぶおそれがある場合 又は事故時の緊急時対策
<p>粉じんや 車両走行による 大気汚染</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 全処理施設を建屋内に設置し、入口等開口部は閉め切った状態で稼働します。 <input type="checkbox"/> 場内粉じんの飛散抑制のため、集塵機を設置するとともに、散水を行います。 <input type="checkbox"/> 施設及び保管場所の日常的な清掃を徹底いたします。 <input type="checkbox"/> 運搬車両は法定速度及び制限積載重量を遵守いたします。 <input type="checkbox"/> 場内停車中の運搬車両のアイドリングストップを厳守いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 外部への粉じん飛散又はそのおそれが生じた場合には、ただちに施設稼働を停止した上で、緊急防護措置を講じます。
<p>施設稼働や 車両走行による 騒音・振動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 破碎機の周囲には防音壁を設置いたします。 <input type="checkbox"/> 破碎機等の騒音源となる機械はすべて建屋内に設置いたします。 <input type="checkbox"/> 機械の点検を作業開始前に行い、整備不良による騒音・振動増加を防止いたします。 <input type="checkbox"/> 車両・重機の走行、積み下ろし作業等について、騒音・振動の低減に配慮した運転作業を心掛けます。 <input type="checkbox"/> 運搬車両は法定速度及び制限積載重量を遵守いたします。 <input type="checkbox"/> 定期の騒音・振動測定を実施し、記録いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 機械の故障等が生じた場合には直ちに運転を停止し、メーカー等による修理を実施します。 <input type="checkbox"/> 生活環境保全上の目標値の超過、又は近隣からの苦情等が発生した場合にはさらなる騒音対策を講じます。

環境への影響 及び災害	防止対策	万一、影響が及んだ場合、 及ぶおそれがある場合 又は事故時の緊急時対策
悪臭発生の 防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 著しく臭気の発生する廃棄物は取り扱いません。 <input type="checkbox"/> 破碎処理及び廃棄物の保管は建物内といたします。 <input type="checkbox"/> 生産ラインにおいても定時の消臭剤散布を行います。 <input type="checkbox"/> 近隣から苦情等が発生した場合にはさらなる悪臭対策を講じます。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 万一、悪臭が発生した場合には速やかに薬剤等を散布する等の対応をいたします。
害虫等発生の 防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 場内の整理整頓、清掃を徹底いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 万一、害虫が発生した場合には害虫駆除剤の散布等を実施いたします。
火災発生等の 防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 場内では火気厳禁といたします。 <input type="checkbox"/> 場内の可燃貯蔵物、備品等の整理整頓と美化を徹底し、作業終了時の清掃整理作業を徹底いたします <input type="checkbox"/> 場内各所への消火器配置、自動火災報知機等の防火設備を整えるとともに、定期的な消火設備の整備点検並びに防災訓練を実施いたします。 <input type="checkbox"/> 夜間は警備システム、自動火災報知機等による警備・警戒体制を整えた防犯・防災対策措置を講じます。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 火災発生の場合は、直ちに119番通報し、自社緊急時対応マニュアル(作成予定)の行動手順に則った初期対応を行います。夜間の従業員不在時は、自動火災報知機等から警備会社への自動通報等により、初期消火活動の遅延を無くします。

■ 管理体制系統図及び非常時の緊急連絡系統図 ■
株式会社エコグリーン 管理体制系統図及び非常時の緊急連絡系統図



【各関係機関】

八王子警察署	042-645-0110
大竹消防署	042-625-0119
救急相談センター(東京消防庁)	042-21-2323
東京都保健医療情報センター	03-5272-0303
八王子市資源循環部廃棄物対策課	042-620-7458
八王子市環境部環境保全課(環境改善・大気汚染担当)	042-620-7255
八王子市水循環部下水道課	042-620-7295
八王子市水循環部水再生課	042-656-2281
東京都水道局八王子サービスステーション	042-655-3875
東京電力多摩支店八王子営業所	0426-93-4309
東京電力八王子支社	042-641-6934
東京ガス多摩導管ネットワークセンター	042-642-5296
八王子労働基準監督署	042-527-2007
NTT 東日本東京昭島立会センター	042-549-1522

※万一の事故発生時のための当社事業計画・
実態に応じた適切な緊急時対応措置方法を、
「事故等緊急時対応マニュアル」として、
当工場配属予定管理責任者及び当社安全衛生委員会において作成・整備し、施設の安全操業に努めます。

10 産業廃棄物処理施設の技術上の基準

1) 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。

- ・プラント機器に対する基礎は構造計算により、安全を確かめた設計とします。
- ・工場内のコンクリート床版はひび割れ防止対策を行い、各種材料の積載荷重の他にホイールローダー、バックホー等の大型重機の荷重を考慮し、地耐力 $50\text{kN}/\text{m}^2$ 程度($5\text{t}/\text{m}^2$)になる様に地盤転圧し、床版厚さを200程度とします。また、実施設計の段階では詳細設計を行い、各構造設計基準に準拠した設計とします。
- ・プラント設備の各機器は地震が発生しても横転しないこと考慮したアンカーボルトで各機器を建物基礎部に固定します。

2) 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

排ガス及び排水はありません。使用する薬剤は消臭剤のみで防食の措置は必要ありません。

3) 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

【飛散】

廃棄物は、建屋内の保管施設の各保管場に確実に保管したうえで、集塵機や散水装置を設けて廃棄物の飛散を防止します。

【流出】

廃棄物は、建屋内の保管施設の各保管場に確実に保管し、廃棄物の流出を防止します。

3)産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

【悪臭】

- ・廃棄物は、製品化を目的としている為、悪臭を発散するような廃棄物は受け入れません。
- ・基本的に、搬入された廃棄物は、その日のうちに破砕処理し、少なくとも翌日には搬出する計画であるため、腐敗等による悪臭の発生はないです。
- ・作業は全て建屋内で行い、万一悪臭が発生するような場合には、消臭剤を散布します。
- ・悪臭が発生した場合、集塵機排出口には、活性炭フィルタを設置します。
- ・日常的な悪臭対策として、施設の清掃活動を徹底します。

4) 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。

【騒音】

- ・騒音発生源となり得る機器類及び重機は、全て建屋内に設置し、騒音を防止します。
- ・破碎機周囲には防音壁を設け、騒音を防止します。

【振動】

- ・振動発生源となり得る機器類は、コンクリート基礎上に据え付け又は固着し、振動を防止します。
- ・破碎機底部に、空気バネを設置し、振動を抑制します。
- ・ターニングスクリーンは、低振動型を採用します。
- ・重機は、ホイール式を採用し、振動の発生を抑えます。
- ・敷地境界までの距離を保つ(距離減衰)ことにより、隣接地に振動が伝わるのを軽減します。

5) 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。

- ・粉じん対策のスプレーはミスト状に噴霧する為、蒸発します。
- ・建屋屋根・場外構内への雨水は敷地内にて浸透処理します。
- ・重油タンク防油堤への雨水、屋外洗車場への雨水、洗車水、場内清掃に使用した水は、異物除去や、オイルトラップを経て、下水へ放流します。

6) 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

処理前保管量 732.5 m³ (402.8 t)

処理後保管量 674.74 m³ (371.1 t)

廃棄物の搬入後は、速やかに破砕処理を行い、製品化して搬出します。

7) 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。

- ・建屋の車両出入口に、エアカーテンを装備します。
- ・粉じんの飛散を防止するために、作業は全て建屋内で行います。

【集じん】

- ・機器の粉じん発生個所に、吸い込み口を設け、集じん機で集じんします
- 集塵機： バグフィルタ式
処理風量：300m³/min
ろ布材質：テロンフェルト
集塵場所：破碎機上部及び各コンベヤ上部

【散水】

- ・破碎機には、防塵用の散水装置が設けてあります。
- ・処理前保管場所、処理後保管場所すべてに散水装置(ミスト噴霧)が設けてあります。

11 産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

1) 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。

- ・ 予め性状が確認できる産業廃棄物のみを排出事業者又は収集運搬業者から受入、当社の技術管理者並びに社員が日常的に受入のチェックを行います。
- ・ 処理前に屋内の手選別ヤードで展開を行い、目視検査をします。
- ・ 目視等で性状の判断がつかないものについては、分析表等の提出を求め、性状確認後受入をします。
- ・ 計量は、施設内に設置してある台貫により重量計量の後、伝票に記載します。

2) 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。

・連続稼働のテーブルコンベアに定量的に投入。過投入にならないように制御します。

3) 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置講ずること。

異常事態が生じた場合の措置及び連絡体制については、緊急連絡系統図により対応します。

4) 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。

機械設備定期点検（月例、年次）、重機定期点検（月例、年次）、
変電設備定期点検（月例、年次）、トラックスケール定期計量検査（2年毎）等

5)産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。

【飛散】

- ・廃棄物は、建屋内の保管施設の各保管場に確実に保管したうえで、集塵機や散水装置を設けて廃棄物の飛散を防止します。

【流出】

- ・廃棄物は、建屋内の保管施設の各保管場に確実に保管し、廃棄物の流出を防止します。

【悪臭】

- ・廃棄物は、製品化を目的としている為、悪臭を発散するような廃棄物は受け入れません。
- ・基本的に、搬入された廃棄物は、その日のうちに破砕処理し、少なくとも翌日には搬出する計画であるため、腐敗等による悪臭の発生はありません。

- ・作業は全て建屋内で行い、万一悪臭が発生するような場合には、消臭剤を散布します。
- ・悪臭が発生した場合、集塵機排出口には、活性炭フィルタを設置します。
- ・日常的な悪臭対策として、施設の清掃活動を徹底します。
- ・敷地境界において、年1回以上、自主測定を行います。

6) 蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清潔を保持すること。

- ・日常的に、施設の清掃活動を徹底します。
- ・万一、害虫が発生した場合には、害虫駆除剤の散布等を実施します。

7) 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。

【騒音】

- ・敷地境界において60dB以下を遵守する。
(騒音規制法 第4種区域 朝・夕の基準)
- ・敷地境界において、年1回以上、自主測定を行う。

【振動】

- ・敷地境界において60dB以下を遵守する。
(振動規制法 第2種区域 夜間の基準を援用)
- ・敷地境界において、年1回以上、自主測定を行う。

8) 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。

- ・粉じん対策のスプレーはミスト状に噴霧する為、蒸発します。
- ・建屋屋根・場外構内への雨水は敷地内にて浸透処理します。

- ・重油タンク防油堤への雨水、屋外洗車場への雨水、洗車水、場内清掃に使用した水は、異物除去や、オイルトラップを経て、下水へ放流します。

9) 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、三年間保存すること。

施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存します。

10) 破砕によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。

- ・建屋の車両出入口に、エアカーテンを装備します。
- ・粉じんの飛散を防止するために、作業は全て建屋内で行います。

【集じん】

- ・機器の粉じん発生個所に、吸い込み口を設け、集じん機で集じんします。

【散水】

- ・破碎機は、防塵用の散水を使用します。
- ・処理前保管場所、処理後保管場所すべてに散水し(ミスト噴霧)粉じんの発生を防止します。